〈参考資料〉

全国高等学校統一応募書類

（応募書類　その1）

履　歴　書

令和　年　月　日現在

ふりがな		性別
氏 名		
生年月日	昭和 ・ 平成　年　月　日 生（満　歳）	
ふりがな		
現住所	〒	
ふりがな		
連絡先	〒	

写真をはる位置

（30×40mm）

（連絡先欄は現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入すること）

学歴・職歴	平成 令和　年　月	高等学校入学
	平成 令和　年　月	
	平成 令和　年　月	
	平成 令和　年　月	
	平成 令和　年　月	
	平成 令和　年　月	

（職歴にはいわゆるアルバイトは含まない）

資格等	取得年月	資格等の名称	
趣味・特技		校内外の諸活動	
志望の動機			
備考			

全国高等学校統一用紙（文部科学省、厚生労働省、全国高等学校長協会の協議により平成17年度改定）

（応募書類　その2）

調　査　書

ふりがな		性別	現住所	
氏名	昭和・平成　年　月　日生			
学校名			在学期間	平成／令和　年　月　入学（第　学年）編入学・転入学
課程名	全・定・通	学科名　科		平成／令和　年　月　卒業・卒業見込

学習の記録

教科・科目		評定				教科・科目		評定			
教科	科目	1年	2年	3年	4年	教科	科目	1年	2年	3年	4年

	修得単位数			
	1年	2年	3年	4年
総合的な学習の時間				
留　学				

特別活動の記録	

出席状況		1年	2年	3年	4年
	欠席日数				
	欠席の主な理由				

身体状況						検査日・平成　令和　年　月	
身長	cm	視力	右（　）	聴力	右	備考	
体重	kg		左（　）		左		

（視力欄にA〜Dが記入されている場合、A:1.0以上、B:1.0未満0.7以上、C:0.7未満0.3以上、D:0.3未満を表す）

本人の長所・推薦事由等	

記載者	印

上記の記載事項に誤りのないことを証明します。

令和　年　月　日
（所在地）〒
（学校名）
（電話番号）
（校長名）　印

全国高等学校統一用紙（文部科学省、厚生労働省、全国高等学校長協会の協議により平成17年度改定）

参考様式

採 否 結 果 通 知 書

（応募者用）

年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

事業所名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業主名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

過日行った採用試験の結果、 採用（内定） / 不採用 といたしましたので通知します。

（不採用とした理由）

※所定様式は宮城労働局HPに掲載しています。
（https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/1/120/122/12260_00001.html）

〈参考資料〉

参考様式

採 否 結 果 通 知 書

（学校用）

年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿高等学校長　殿

事業所名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業主名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

さきに貴校から紹介を受けた、下記の応募者の採否を決定したので通知します。

応募者氏名	職種	採否結果	
		採用	採用予定日（　　　　年　　月　　日）
			求人票の労働条件と採用条件との相違　あり　・　なし →具体的な変更点・変更理由：
		不採用	不調理由：
		採用	採用予定日（　　　　年　　月　　日）
			求人票の労働条件と採用条件との相違　あり　・　なし →具体的な変更点・変更理由：
		不採用	不調理由：
		採用	採用予定日（　　　　年　　月　　日）
			求人票の労働条件と採用条件との相違　あり　・　なし →具体的な変更点・変更理由：
		不採用	不調理由：

※所定様式は宮城労働局HPに掲載しています。
（https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/1/120/122/12260_00001.html）

〈参考資料〉

様式16

応募前職場見学実施予定表

（事　業　所　名）

（連絡先担当部署）

（連 絡 先 担 当 者）

1　7月～9月の実施予定日

○　7月～9月までの実施予定日全てに（①）のように印をつけてください。

7月						
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

8月						
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

9月						
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

2　10月以降の実施予定日

○　該当する項目に印（✓）を入れ、特定予定日に実施する場合は特定予定日を記入してください。

◇　予定なし

◇　随時

◇　特定予定日

3　その他

◇　事業所連絡先　担当者氏名

電 話 番 号　　　　　　　　ＦＡＸ

※安定所記入欄：求人番号

※所定様式は宮城労働局HPに掲載しています。
（https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/1/120/122/12260_00001.html）

〈参考資料〉

様式17

年　　月　　日

（事業所名）
　　　　　　　　　　　人事担当者　殿

（学校名）
　学校長
　連絡先電話番号
　連絡先教諭名

職場見学のお願い

　この度、別紙の生徒が、貴社の見学を希望していますので、受入れについてよろしくお願いします。

　また、職場見学をその後の就職指導に役立てるため、職場見学確認書に貴社の人事担当者の署名をいただいて帰るよう生徒に指導しています。誠に恐縮ですが、別紙の確認書にご記入の上、生徒にお渡しくださるようお願いいたします。

《お願い》

　職場見学は、生徒が応募先を決定するのに先立って、実際の仕事や職場への理解を深めるために行うものです。

　そのため、職場見学の受入れに当たっては、採用選考とならないよう、次についてご留意いただくようお願いいたします。

○　応募書類をはじめとして生徒に書類の提出を求めないでください。

○　採用選考に直接つながる質問をしたり、内定と受け取られるような話をしたりしないようにしてください。

※所定様式は宮城労働局HPに掲載しています。
（https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/1/120/122/12260_00001.html）

事業所名：

職場見学確認書

見学日　　　　　　月　　日（　　曜日）
学校名

生徒氏名	希望職種	求人番号	参加

◇　上記生徒のうち、参加欄に「○」を付けた生徒は、確かに当社を見学しました。

担当(役職名) ご　氏　名	
学校への連絡	

（注）　当日に訪問しました生徒の氏名（同日に複数の職場見学を行ったときは複数の氏名）を記入してください。
　特に、学校へ伝える事項がある場合は「学校への連絡」欄に記入してください。

※所定様式は宮城労働局HPに掲載しています。
（https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/1/120/122/12260_00001.html）

労働条件通知書　（一般労働者用；常用、有期雇用型）

<table>
<tr><td colspan="2">年　月　日
＿＿＿＿＿＿＿＿殿
事業場名称・所在地
使 用 者 職 氏 名</td></tr>
<tr><td>契約期間</td><td>期間の定めなし、期間の定めあり（　年　月　日～　年　月　日）
※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入
1　契約の更新の有無
［自動的に更新する・更新する場合があり得る・契約の更新はしない・その他（　）］
2　契約の更新は次により判断する。
・契約期間満了時の業務量　・勤務成績、態度　・能力
・会社の経営状況　・従事している業務の進捗状況
・その他（　）
3　更新上限の有無（無・有（更新　回まで／通算契約期間　年まで））
【労働契約法に定める同一の企業との間での通算契約期間が５年を超える有期労働契約の締結の場合】
本契約期間中に会社に対して期間の定めのない労働契約（無期労働契約）の締結の申込みをすることにより、本契約期間の末日の翌日（　年　月　日）から、無期労働契約での雇用に転換することができる。この場合の本契約からの労働条件の変更の有無（　無　・　有（別紙のとおり）　）
【有期雇用特別措置法による特例の対象者の場合】
無期転換申込権が発生しない期間：　Ⅰ（高度専門）・Ⅱ（定年後の高齢者）
Ⅰ　特定有期業務の開始から完了までの期間（　年　か月（上限10年））
Ⅱ　定年後引き続いて雇用されている期間</td></tr>
<tr><td>就業の場所</td><td>（雇入れ直後）　（変更の範囲）</td></tr>
<tr><td>従事すべき業務の内容</td><td>（雇入れ直後）　（変更の範囲）
【有期雇用特別措置法による特例の対象者（高度専門）の場合】
・特定有期業務（　開始日：　完了日：　）</td></tr>
<tr><td>始業、終業の時刻、休憩時間、就業時転換((1)～(5)のうち該当するもの一つに○を付けること。)、所定時間外労働の有無に関する事項</td><td>1　始業・終業の時刻等
(1) 始業（　時　分）　終業（　時　分）
【以下のような制度が労働者に適用される場合】
(2) 変形労働時間制等；（　）単位の変形労働時間制・交替制として、次の勤務時間の組み合わせによる。
┌ 始業（　時　分）　終業（　時　分）（適用日　）
├ 始業（　時　分）　終業（　時　分）（適用日　）
└ 始業（　時　分）　終業（　時　分）（適用日　）
(3) ﾌﾚｯｸｽﾀｲﾑ制；始業及び終業の時刻は労働者の決定に委ねる。
（ただし、ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙﾀｲﾑ（始業）　時　分から　時　分、
（終業）　時　分から　時　分、
ｺｱﾀｲﾑ　時　分から　時　分）
(4) 事業場外みなし労働時間制；始業（　時　分）終業（　時　分）
(5) 裁量労働制；始業（　時　分）　終業（　時　分）を基本とし、労働者の決定に委ねる。
○詳細は、就業規則第　条～第　条、第　条～第　条、第　条～第　条
2　休憩時間（　）分
3　所定時間外労働の有無（　有　，　無　）</td></tr>
<tr><td>休　日</td><td>・定例日；毎週　曜日、国民の祝日、その他（　）
・非定例日；週・月当たり　日、その他（　）
・１年単位の変形労働時間制の場合－年間　日
○詳細は、就業規則第　条～第　条、第　条～第　条</td></tr>
<tr><td>休　暇</td><td>1　年次有給休暇　６か月継続勤務した場合→　日
継続勤務６か月以内の年次有給休暇　（有・無）
→　か月経過で　日
時間単位年休（有・無）
2　代替休暇（有・無）
3　その他の休暇　有給（　）
無給（　）
○詳細は、就業規則第　条～第　条、第　条～第　条</td></tr>
</table>

（次頁に続く）

賃　　金	1　基本賃金　イ　月給（　　　　円）、ロ　日給（　　　　円） ハ　時間給（　　　　円）、 ニ　出来高給（基本単価　　　円、保障給　　　円） ホ　その他（　　　　円） ヘ　就業規則に規定されている賃金等級等 [　　　　　　　　] 2　諸手当の額又は計算方法 イ（　　手当　　　円　／計算方法：　　　　　　） ロ（　　手当　　　円　／計算方法：　　　　　　） ハ（　　手当　　　円　／計算方法：　　　　　　） ニ（　　手当　　　円　／計算方法：　　　　　　） 3　所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ　所定時間外、法定超　月６０時間以内（　　）％ 月６０時間超　（　　）％ 所定超　（　　）％ ロ　休日　法定休日（　　）％、法定外休日（　　）％ ハ　深夜（　　）％ 4　賃金締切日（　　）－毎月　日、（　　）－毎月　日 5　賃金支払日（　　）－毎月　日、（　　）－毎月　日 6　賃金の支払方法（　　　　　　） 7　労使協定に基づく賃金支払時の控除（無　，有（　　）） 8　昇給（　有（時期、金額等　　　　　）　，　無　） 9　賞与（　有（時期、金額等　　　　　）　，　無　） 10　退職金（　有（時期、金額等　　　　　）　，　無　）
退職に関する事項	1　定年制　（　有　（　　歳）　，　無　） 2　継続雇用制度（　有（　　歳まで）　，　無　） 3　創業支援等措置（　有（　　歳まで業務委託・社会貢献事業）　，　無　） 4　自己都合退職の手続（退職する　　日以上前に届け出ること） 5　解雇の事由及び手続（　　　　　　） ○詳細は、就業規則第　条～第　条、第　条～第　条
そ　の　他	・社会保険の加入状況（　厚生年金　健康保険　その他（　　　）） ・雇用保険の適用（　有　，　無　） ・中小企業退職金共済制度 （加入している　，　加入していない）　（※中小企業の場合） ・企業年金制度（　有（制度名　　　　　）　，　無　） ・雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口 部署名　　　　担当者職氏名　　　　（連絡先　　　　） ・その他（　　　　　　　　　　　） ※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合についての説明です。 労働契約法第18条の規定により、有期労働契約（平成25年4月1日以降に開始するもの）の契約期間が通算５年を超える場合には、労働契約の期間の末日までに労働者から申込みをすることにより、当該労働契約の期間の末日の翌日から期間の定めのない労働契約に転換されます。ただし、有期雇用特別措置法による特例の対象となる場合は、無期転換申込権の発生については、特例的に本通知書の「契約期間」の「有期雇用特別措置法による特例の対象者の場合」欄に明示したとおりとなります。
以上のほかは、当社就業規則による。就業規則を確認できる場所や方法（　　　　　）	

※　本通知書の交付は、労働基準法第15条に基づく労働条件の明示及び短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム・有期雇用労働法）第６条に基づく文書の交付を兼ねるものであること。

※　労働条件通知書については、労使間の紛争の未然防止のため、保存しておくことをお勧めします。

【記載要領】

1．労働条件通知書は、当該労働者の労働条件の決定について権限をもつ者が作成し、本人に交付すること。

交付の方法については、書面による交付のほか、労働者が希望する場合には、ファクシミリを利用する送信の方法、電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信の方法（出力して書面を作成できるものに限る）によっても明示することができる。

2．各欄において複数項目の一つを選択する場合には、該当項目に○をつけること。

3．下線部、破線内及び二重線内の事項以外の事項は、書面の交付等の方法（上記１参照）により明示することが労働基準法により義務付けられている事項であること。また、退職金に関する事項、臨時に支払われる賃金等に関する事項、労働者に負担させるべきものに関する事項、安全及び衛生に関する事項、職業訓練に関する事項、災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項、表彰及び制裁に関する事項、休職に関する事項については、当該事項を制度として設けている場合には口頭又は書面等により明示する義務があること。

網掛けの事項は、短時間労働者及び有期雇用労働者に対して書面の交付等により明示することがパートタイム・有期雇用労働法により義務付けられている事項であること。

4．労働契約期間については、労働基準法に定める範囲内とすること。

また、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合には、契約の更新の有無及び更新する場合又はしない場合の判断の基準（複数可）並びに更新上限の有無を明示すること。

労働契約法に定める同一の企業との間での通算契約期間が５年を超える有期労働契約の締結の場合には、無期転換申込機会及び無期転換後の労働条件を明示すること。無期転換後の労働条件を明示するに当たっては、本契約からの労働条件の変更の有無（変更がある場合はその内容を含む。）を明示するか、本契約からの変更の有無にかかわらず明示すべき事項ごとにその内容を明示すること。

（参考）　労働契約法第１８条第１項の規定により、期間の定めがある労働契約の契約期間が通算５年を超えるときは、労働者が申込みをすることにより、期間の定めのない労働契約に転換されるものであること。この申込みの権利は契約期間の満了日まで行使できること。

5．「就業の場所」及び「従事すべき業務の内容」の欄については、雇入れ直後のもの及び将来の就業場所や従事させる業務の変更の範囲を明示すること。

また、有期雇用特別措置法による特例の対象者（高度専門）の場合は、同法に基づき認定を受けた第一種計画に記載している特定有期業務（専門的知識等を必要とし、５年を超える一定の期間内に完了することが予定されている業務）の内容並びに開始日及び完了日も併せて記載すること。なお、特定有期業務の開始日及び完了日は、「契約期間」の欄に記載する有期労働契約の開始日及び終了日とは必ずしも一致しないものであること。

6．「始業、終業の時刻、休憩時間、就業時転換、所定時間外労働の有無に関する事項」の欄については、当該労働者に適用される具体的な条件を明示すること。また、変形労働時間制、フレックスタイム制、裁量労働制等の適用がある場合には、次に留意して記載すること。

・変形労働時間制：適用する変形労働時間制の種類（１年単位、１か月単位等）を記載すること。その際、交替制でない場合、「・交替制」を＝で抹消しておくこと。

・フレックスタイム制：コアタイム又はフレキシブルタイムがある場合はその時間帯の開始及び終了の時刻を記載すること。コアタイム及びフレキシブルタイムがない場合、かっこ書きを＝で抹消しておくこと。

・事業場外みなし労働時間制：所定の始業及び終業の時刻を記載すること。

・裁量労働制：基本とする始業・終業時刻がない場合、「始業………を基本とし、」の部分を＝で抹消しておくこと。

・交替制：シフト毎の始業・終業の時刻を記載すること。また、変形労働時間制でない場合、「（　　）単位の変形労働時間制・」を＝で抹消しておくこと。

7．「休日」の欄については、所定休日について曜日又は日を特定して記載すること。

８．「休暇」の欄については、年次有給休暇は６か月間継続勤務し、その間の出勤率が８割以上であるときに与えるものであり、その付与日数を記載すること。時間単位年休は、労使協定を締結し、時間単位の年次有給休暇を付与するものであり、その制度の有無を記載すること。代替休暇は、労使協定を締結し、法定超えとなる所定時間外労働が１箇月６０時間を超える場合に、法定割増賃金率の引上げ分の割増賃金の支払に代えて有給の休暇を与えるものであり、その制度の有無を記載すること。

また、その他の休暇については、制度がある場合に有給、無給別に休暇の種類、日数（期間等）を記載すること。

９．前記６、７及び８については、明示すべき事項の内容が膨大なものとなる場合においては、所定時間外労働の有無以外の事項については、勤務の種類ごとの始業及び終業の時刻、休日等に関する考え方を示した上、当該労働者に適用される就業規則上の関係条項名を網羅的に示すことで足りるものであること。

10. 「賃金」の欄については、基本給等について具体的な額を明記すること。ただし、就業規則に規定されている賃金等級等により賃金額を確定し得る場合、当該等級等を明確に示すことで足りるものであること。

・ 法定超えとなる所定時間外労働については２割５分、法定超えとなる所定時間外労働が１箇月６０時間を超える場合については５割、法定休日労働については３割５分、深夜労働については２割５分、法定超えとなる所定時間外労働が深夜労働となる場合については５割、法定超えとなる所定時間外労働が１箇月６０時間を超え、かつ、深夜労働となる場合については７割５分、法定休日労働が深夜労働となる場合については６割以上の割増率とすること。

・ 破線内の事項は、制度として設けている場合に記入することが望ましいこと。ただし、網掛けの事項は短時間労働者及び有期雇用労働者に関しては上記３のとおりであること。

11. 「退職に関する事項」の欄については、退職の事由及び手続、解雇の事由等を具体的に記載すること。この場合、明示すべき事項の内容が膨大なものとなる場合においては、当該労働者に適用される就業規則上の関係条項名を網羅的に示すことで足りるものであること。

（参考）　なお、定年制を設ける場合は、６０歳を下回ってはならないこと。

また、６５歳未満の定年の定めをしている場合は、高年齢者の６５歳までの安定した雇用を確保するため、次の①から③のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じる必要があること。加えて、高年齢者の６５歳から７０歳までの安定した就業を確保するため、次の①から⑤のいずれかの措置（高年齢者就業確保措置）を講じるよう努める必要があること。

①定年の引上げ　②継続雇用制度の導入　③定年の定めの廃止
④業務委託契約を締結する制度の導入　⑤社会貢献事業に従事できる制度の導入

12. 「その他」の欄については、当該労働者についての社会保険の加入状況及び雇用保険の適用の有無のほか、労働者に負担させるべきものに関する事項、安全及び衛生に関する事項、職業訓練に関する事項、災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項、表彰及び制裁に関する事項、休職に関する事項等を制度として設けている場合に記入することが望ましいこと。

中小企業退職金共済制度、企業年金制度（企業型確定拠出年金制度・確定給付企業年金制度）により退職金制度を設けている場合には、労働条件として口頭又は書面等により明示する義務があること。

「雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口」は、事業主が短時間労働者及び有期雇用労働者からの苦情を含めた相談を受け付ける際の受付先を記入すること。

13. 各事項について、就業規則を示し当該労働者に適用する部分を明確にした上で就業規則を交付する方法によることとした場合、具体的に記入することを要しないこと。

14. 就業規則については、労働基準法により労働者への周知が義務付けられているものであり、就業規則を備え付けている場所等を本通知書に記載する等して必要なときに容易に確認できる状態にする必要があるものであること。

＊　この通知書はモデル様式であり、労働条件の定め方によっては、この様式どおりとする必要はないこと。

宮城県高等学校便覧

求人票の送付にあたり、掲載内容について御不明な点があれば、宮城県高校教育課（TEL022－211－3625）、宮城労働局職業安定課（TEL022－299－8061）又は学校を管轄するハローワークへ御確認ください。また、全国の高等学校便覧については、「高卒就職情報WEB提供サービス」（https://koukou.gakusei.hellowork.mhlw.go.jp）でご覧いただけます。

仙　台

設立区分	学校名	所在地	課程	学科	令和6年3月卒業者数		令和6年2月末現在の就職者数			
					男	女	県内 男	県内 女	県外 男	県外 女
国立	宮城教育大学附属特別支援学校	〒980－0845 仙台市青葉区荒巻字青葉395－2 ☎ 022－214－3353　FAX 022－214－3362	全	普通	3	1	3	1	0	0
県立	仙台第一高等学校	〒984－8561 仙台市若林区元茶畑4 ☎ 022－257－4501　FAX 022－257－4503	全	普通	157	159	0	0	0	0
県立	仙台第二高等学校	〒980－8631 仙台市青葉区川内澱橋通1 ☎ 022－221－5626　FAX 022－221－5628	全	普通	164	150	0	1	0	0
県立	仙台第三高等学校	〒983－0824 仙台市宮城野区鶴ケ谷1－19 ☎ 022－251－1246　FAX 022－251－1247	全	普通	155	83	0	0	0	0
			全	理数	72	8	0	0	0	0
県立	工業高等学校	〒980－0813 仙台市青葉区米ケ袋3－2－1 ☎ 022－221－5656　FAX 022－221－5660	全	機械	57	3	18	2	20	1
			全	インテリア	16	23	6	5	2	2
			全	電気	58	3	23	1	8	0
			全	化学工業	17	11	0	4	3	0
			全	電子機械	36	2	9	0	4	0
			全	情報技術	33	4	8	2	0	1
県立	第二工業高等学校	〒980－0813 仙台市青葉区米ケ袋3－2－1 ☎ 022－221－5659　FAX 022－221－5655	定	電子機械	2	0	0	0	0	0
			定	電気	4	0	3	0	0	0
県立	宮城第一高等学校	〒980－0871 仙台市青葉区八幡1－6－2 ☎ 022－227－3211　FAX 022－227－3213	全	普通	30	163	0	1	0	0
			全	理数	31	46	0	0	0	0
県立	仙台二華高等学校	〒984－0052 仙台市若林区連坊1－4－1 ☎ 022－296－8101　FAX 022－296－8103	全	普通	89	149	0	0	0	0
県立	仙台三桜高等学校	〒982－0845 仙台市太白区門前町9－2 ☎ 022－248－0158　FAX 022－248－0482	全	普通	47	231	0	1	0	0
県立	仙台向山高等学校	〒982－0832 仙台市太白区八木山緑町1－1 ☎ 022－262－4130　FAX 022－262－4133	全	普通	87	68	0	0	0	0
			全	理数	27	10	0	0	0	0

仙　台

設立区分	学校名	所在地	課程	学科	令和６年３月卒業者数		令和６年２月末現在の就職者数			
							県内		県外	
					男	女	男	女	男	女
県立	仙台南高等学校	〒982－0844 仙台市太白区根岸町14－１ ☎ 022－246－0131　FAX 022－246－0132	全	普通	120	156	0	1	0	0
県立	仙台西高等学校	〒982－0806 仙台市太白区御堂平５－１ ☎ 022－244－6151　FAX 022－244－6152	全	普通	117	114	6	6	0	0
県立	仙台東高等学校	〒984－0832 仙台市若林区下飯田字高野東70 ☎ 022－289－4140　FAX 022－289－4383	全	普通	129	68	3	1	1	0
			全	英語	11	25	0	0	0	0
県立	泉高等学校	〒981－3132 仙台市泉区将監10－39－１ ☎ 022－372－4111　FAX 022－372－4128	全	普通	107	125	0	2	0	0
			全	英語	14	23	0	0	0	0
県立	泉館山高等学校	〒981－3211 仙台市泉区長命ヶ丘東１ ☎ 022－378－0975　FAX 022－378－0976	全	普通	102	127	0	0	0	0
県立	泉松陵高等学校	〒981－3109 仙台市泉区鶴が丘４－26－１ ☎ 022－373－4125　FAX 022－373－4126	全	普通	100	129	12	9	2	2
県立	宮城広瀬高等学校	〒989－3126 仙台市青葉区落合４－４－１ ☎ 022－392－5512　FAX 022－392－5513	全	普通	83	136	20	12	3	10
県立	宮城野高等学校	〒983－0021 仙台市宮城野区田子２－36－１ ☎ 022－254－7211　FAX 022－254－7212	全	普通	65	89	0	1	0	1
			全	総合	34	38	1	0	0	0
			全	美術	3	28	0	0	0	0
県立	農業高等学校	〒981－1242 名取市高舘吉田字吉合66 ☎ 022－384－2511　FAX 022－384－2512	全	農業	18	15	4	3	2	0
			全	園芸	40	39	14	10	3	6
			全	食品化学	19	18	3	4	0	2
			全	生活	8	31	4	9	0	3
			全	農業機械	40	0	15	0	5	0
県立	名取北高等学校	〒981－1224 名取市増田字柳田103 ☎ 022－382－1261　FAX 022－384－8976	全	普通	101	131	3	3	0	0
県立	名取高等学校	〒989－2474 岩沼市字朝日50 ☎ 0223－22－3151　FAX 0223－22－3152	全	普通	79	148	9	17	7	12
			全	家政	1	35	1	3	0	1
			定	普通	4	3	1	0	0	0
県立	亘理高等学校	〒989－2361 亘理郡亘理町字舘南56－２ ☎ 0223－34－1213　FAX 0223－34－2310	全	普通	32	22	6	11	3	1
			全	食品化学	10	9	2	5	1	2
			全	商業	13	4	7	2	0	1
			全	家政	0	18	0	5	0	4

仙　台

設立区分	学校名	所在地	課程	学科	令和6年3月卒業者数		令和6年2月末現在の就職者数			
					男	女	県内		県外	
							男	女	男	女
県立	美田園高等学校	〒981－1217 名取市美田園２－１－４ ☎ 022－784－3572　FAX 022－784－3573	通	普通	74	98	8	12	0	3
県立	聴覚支援学校	〒982－0001 仙台市太白区八本松２－７－29 ☎ 022－248－0648　FAX 022－246－0446	全	被服	0	2	0	1	0	0
			全	理容	1	0	0	0	0	0
			全	産業工芸	0	2	0	1	0	0
			全	機械システム	2	0	1	0	1	0
			全	専攻科 被服	0	0	0	0	0	0
			全	専攻科 理容	0	0	0	0	0	0
			全	専攻科 産業工芸	2	0	2	0	0	0
			全	専攻科 機械システム	0	0	0	0	0	0
県立	視覚支援学校	〒980－0011 仙台市青葉区上杉６－５－１ ☎ 022－234－6333　FAX 022－234－7974	全	普通	1	5	0	1	0	0
			全	保健理療	1	0	1	0	0	0
			全	専攻科 理療	0	1	0	0	0	0
			全	専攻科 保健理療	1	0	0	0	0	0
県立	光明支援学校	〒981－3213 仙台市泉区南中山５－１－１ ☎ 022－379－6555　FAX 022－379－6557	全	普通	32	14	2	0	0	0
県立	小松島支援学校	〒981－0906 仙台市青葉区小松島新堤２－１ ☎ 022－725－3616　FAX 022－274－3206	全	普通	24	6	9	2	0	0
県立	西多賀支援学校	〒982－0805 仙台市太白区鈎取本町２－11－17 ☎ 022－245－1183　FAX 022－245－8454	全	普通	5	2	0	0	0	0
県立	名取支援学校	〒981－1242 名取市高舘吉田字東真坂６－11 ☎ 022－384－6161　FAX 022－384－6163	全	普通	21	7	4	0	0	0
県立	支援学校岩沼高等学園	（本校） 〒989－2455 岩沼市北長谷字豊田１－１ ☎ 0223－25－5332　FAX 0223－25－5333 （川崎キャンパス） 〒989－1501 柴田郡川崎町前川字北原25 ☎ 0224－87－6571　FAX 0224－87－6572	全	産業技術	30	7	24	5	6	0
			全	産業技術	4	2	3	2	0	0
県立	山元支援学校	〒989－2202 亘理郡山元町高瀬字合戦原100－２ ☎ 0223－37－0518　FAX 0223－37－2727	全	普通	6	5	0	1	0	0
県立	秋保かがやき支援学校	〒982－0241 仙台市太白区秋保町湯元字鹿乙20 ☎ 022－354－8102　FAX 022－354－8305	全	普通	0	0	0	0	0	0
			全	産業技術	0	0	0	0	0	0

仙 台

設立区分	学校名	所在地	課程	学科	令和6年3月卒業者数 男	令和6年3月卒業者数 女	令和6年2月末現在の就職者数 県内 男	県内 女	県外 男	県外 女
市立	仙台高等学校	〒981－8502 仙台市青葉区国見６－52－１ ☎ 022－271－4471　FAX 022－271－1136	全	普通	149	118	4	2	0	0
市立	仙台商業高等学校	〒981－3131 仙台市泉区七北田字古内75 ☎ 022－218－3141　FAX 022－218－5432	全	商業	117	191	35	48	8	19
市立	仙台工業高等学校	〒983－8543 仙台市宮城野区東宮城野３－１ ☎ 022－237－5341　FAX 022－283－6478	全	建築	22	8	7	2	4	2
			全	土木	25	4	13	2	6	1
			全	機械	62	3	25	2	7	0
			全	電気	66	1	26	1	23	0
		☎ 022－237－5341　FAX 022－283－6474	定	機械	4	0	0	0	4	0
			定	建築土木	3	1	1	0	1	1
市立	仙台青陵中等教育学校	〒989－3201 仙台市青葉区国見ヶ丘７－144 ☎ 022－303－5551　FAX 022－303－1292	全	普通	57	69	0	0	1	0
市立	仙台大志高等学校	〒983－0842 仙台市宮城野区五輪１－４－10 ☎ 022－257－0986　FAX 022－298－8248	定	普通	31	26	6	5	0	6
市立	鶴谷特別支援学校	〒983－0824 仙台市宮城野区鶴ヶ谷５－22－１ ☎ 022－252－4231　FAX 022－388－1246	全	普通	9	6	0	0	0	0
私立	東北高等学校	〒981－8543（小松島キャンパス） 仙台市青葉区小松島４－３－１ ☎ 022－234－6361　FAX 022－234－6639 〒981－3214（泉キャンパス） 仙台市泉区館７－101－１ ☎ 022－379－6001　FAX 022－379－6003	全	普通	331	181	28	8	5	3
私立	仙台育英学園高等学校	〒983－0045 仙台市宮城野区宮城野２－４－１ ☎ 022－256－4141　FAX 022－299－2408	全	普通	574	468	62	23	3	5
私立	東北学院高等学校	〒983－8565 仙台市宮城野区小鶴字高野123－１ ☎ 022－786－1231　FAX 022－786－1460	全	普通	299	－	0	－	0	－
私立	東北学院榴ヶ岡高等学校	〒981－3105 仙台市泉区天神沢２－２－１ ☎ 022－372－6611　FAX 022－375－6966	全	普通	172	67	0	0	0	0
私立	仙台城南高等学校	〒982－0836 仙台市太白区八木山松波町５－１ ☎ 022－305－2147　FAX 022－305－2114	全	特進（普通）	18	4	0	0	0	0
			全	探究（普通）	66	40	3	3	1	0
			全	科学技術（工業）	82	11	11	1	2	0
私立	聖和学園高等学校	〒984－0047（薬師堂キャンパス） 仙台市若林区木ノ下３－４－１ ☎ 022－257－7777　FAX 022－257－1484	全	普通	141	236	14	17	1	5
		〒982－0026（三神峯キャンパス） 仙台市太白区土手内２－１－１ ☎ 022－304－2030　FAX 022－304－2160	全	普通	151	42	7	2	2	2
私立	尚絅学院高等学校	〒980－0871 仙台市青葉区八幡１－９－27 ☎ 022－264－5881　FAX 022－264－5901	全	普通	56	144	0	1	0	0

仙　台

設立区分	学校名	所在地	課程	学科	令和6年3月卒業者数 男	令和6年3月卒業者数 女	令和6年2月末現在の就職者数 県内 男	県内 女	県外 男	県外 女
私立	常盤木学園高等学校	〒980－0003 仙台市青葉区小田原4－3－20 ☎ 022－263－1755　FAX 022－211－1483	全	普通	0	251	0	6	0	3
			全	音楽	2	12	0	0	0	0
私立	仙台白百合学園高等学校	〒981－3205 仙台市泉区紫山1－2－1 ☎ 022－777－5777　FAX 022－777－3555	全	普通	－	69	－	0	－	0
私立	聖ドミニコ学院高等学校	〒980－0874 仙台市青葉区角五郎2－2－14 ☎ 022－222－6337　FAX 022－221－6203	全	普通	－	46	－	0	－	1
私立	宮城学院高等学校	〒981－8557 仙台市青葉区桜ヶ丘9－1－1 ☎ 022－279－1331　FAX 022－279－5113	全	普通	－	103	－	0	－	0
私立	仙台大学附属明成高等学校	〒981－8570 仙台市青葉区川平2－26－1 ☎ 022－278－6131　FAX 022－277－5130	全	普通	44	20	4	1	1	0
			全	スポーツ創志	66	39	2	3	3	0
			全	福祉未来創志	12	12	5	5	2	0
			全	食文化創志	32	50	10	5	8	6
私立	聖ウルスラ学院英智高等学校	〒984－0828 仙台市若林区一本杉町1－2 ☎ 022－286－3557　FAX 022－286－7279	全	普通	89	212	1	1	1	1
私立	東北生活文化大学高等学校	〒981－8585 仙台市泉区虹の丘1－18 ☎ 022－272－7503　FAX 022－272－7568	全	普通	86	101	20	15	3	2
			全	商業	28	8	2	2	0	2
			全	美術･デザイン	16	44	0	1	0	0
私立	いずみ高等支援学校	〒983－0832 仙台市宮城野区安養寺2－1－1 ☎ 022－293－7636　FAX 022－293－7632	全	本科	－	18	－	1	－	2
			全	専攻科	－	19	－	8	－	2
私立	支援学校仙台みらい高等学園	〒980－0845 仙台市青葉区荒巻字青葉393－12 ☎ 022－781－5924　FAX 022－781－5998	全	本科	9	8	6	6	0	1
			全	専攻科	6	0	6	0	0	0

大　和

設立区分	学校名	所在地	課程	学科	令和6年3月卒業者数 男	令和6年3月卒業者数 女	令和6年2月末現在の就職者数 県内 男	県内 女	県外 男	県外 女
県立	黒川高等学校	〒981－3685 黒川郡大和町吉岡字東柴崎62 ☎ 022－345－2171　FAX 022－345－2172	全	普通	28	40	14	20	2	5
			全	機械	31	1	25	1	3	0
			全	電子工学	17	2	8	2	2	0
			全	環境技術	17	10	14	6	1	1
県立	富谷高等学校	〒981－3341 富谷市成田2－1－1 ☎ 022－351－5111　FAX 022－351－5112	全	普通	111	157	0	1	1	0

石　巻

設立区分	学校名	所在地	課程	学科	令和6年3月卒業者数 男	令和6年3月卒業者数 女	令和6年2月末現在の就職者数 県内 男	県内 女	県外 男	県外 女
県立	石巻高等学校	〒986－0838 石巻市大手町３－15 ☎ 0225－93－8022　FAX 0225－93－8023	全	普通	104	72	1	2	1	1
県立	石巻工業高等学校	〒986－0851 石巻市貞山５－１－１ ☎ 0225－22－6338　FAX 0225－22－6339	全	機械	39	0	14	0	7	0
			全	電気情報	25	4	8	4	11	0
			全	土木システム	25	0	13	0	4	0
			全	化学技術	22	2	8	1	1	1
			全	建築	24	7	6	4	1	0
県立	石巻商業高等学校	〒986－0031 石巻市南境字大樋20 ☎ 0225－22－9188　FAX 0225－22－9189	全	総合ビジネス	60	52	20	13	5	5
県立	石巻好文館高等学校	〒986－0851 石巻市貞山３－４－１ ☎ 0225－22－9161　FAX 0225－22－9163	全	普通	52	137	4	6	1	1
県立	石巻西高等学校	〒981－0501 東松島市赤井字七反谷地27 ☎ 0225－83－3311　FAX 0225－83－3312	全	普通	70	89	8	12	0	0
県立	石巻北高等学校	〒986－1111 石巻市鹿又字用水向126 ☎ 0225－74－2211　FAX 0225－74－2212	全	総合学科	66	69	24	25	1	2
県立	石巻北高等学校 飯野川校	〒986－0101 石巻市相野谷字五味前上40 ☎ 0225－62－3065　FAX 0225－62－2247	定	普通	10	14	7	6	0	0
県立	水産高等学校	〒986－2113 石巻市宇田川町１－24 ☎ 0225－24－0404　FAX 0225－24－1239	全	海洋総合	70	17	32	8	22	3
			全	専攻科 海洋技術	8	0	1	0	7	0
県立	東松島高等学校	〒981－0503 東松島市矢本字上河戸16 ☎ 0225－82－9211　FAX 0225－82－2021	定	普通	13	24	3	7	0	2
県立	石巻支援学校	〒986－0861 石巻市蛇田字新立野410－１ ☎ 0225－94－0202　FAX 0225－94－0206	全	普通	13	6	2	1	0	0
県立	支援学校女川高等学園	〒986－2231 牡鹿郡女川町浦宿浜字十二神60－３ ☎ 0225－50－1088　FAX 0225－50－3430	全	産業技術	19	5	17	5	2	0
市立	桜坂高等学校	〒986－0833 石巻市日和が丘２－11－８ ☎ 0225－22－4421　FAX 0225－22－0556	全	普通	－	107	－	33	－	9
私立	日本ウェルネス 宮城高等学校	〒981－0303 東松島市小野字裏丁１ ☎ 0225－20－9030	全	普通	37	4	16	1	1	0

塩　釜

設立区分	学校名	所在地	課程	学科	令和6年3月卒業者数		令和6年2月末現在の就職者数			
					男	女	県内		県外	
							男	女	男	女
県立	塩釜高等学校	〒985－0056（西キャンパス） 塩釜市泉ヶ岡10－1 ☎ 022－362－1011　FAX 022－362－0703	全	普通	119	154	14	22	2	4
			全	ビジネス	28	47	11	21	0	7
県立	多賀城高等学校	〒985－0831 多賀城市笠神2－17－1 ☎ 022－366－1225　FAX 022－366－1226	全	普通	123	109	0	4	0	0
			全	災害科学	25	13	2	1	1	1
県立	貞山高等学校	〒985－0841 多賀城市鶴ヶ谷1－10－2 ☎ 022－362－5331　FAX 022－367－1451	定	普通	39	18	26	11	1	0
県立	松島高等学校	〒981－0215 宮城郡松島町高城字迎山3－5 ☎ 022－354－3307　FAX 022－354－5847	全	普通	61	40	24	12	4	4
			全	観光	25	21	12	8	2	5
県立	利府高等学校	〒981－0133 宮城郡利府町青葉台1－1－1 ☎ 022－356－3111　FAX 022－356－3112	全	普通	91	85	8	10	0	2
			全	スポーツ科学	58	14	7	0	2	0
県立	利府支援学校	〒981－0123 宮城郡利府町沢乙字向山26 ☎ 022－356－5675　FAX 022－356－5676	全	普通	10	11	0	0	0	0

古　川

設立区分	学校名	所在地	課程	学科	令和6年3月卒業者数		令和6年2月末現在の就職者数			
					男	女	県内		県外	
							男	女	男	女
県立	岩出山高等学校	〒989－6437 大崎市岩出山字城山2 ☎ 0229－72－1110　FAX 0229－72－1353	全	普通	19	24	11	15	2	2
県立	鹿島台商業高等学校	〒989－4104 大崎市鹿島台広長字杢師前44 ☎ 0229－56－2664　FAX 0229－56－2461	全	商業	9	9	6	6	2	0
県立	加美農業高等学校	〒981－4111 加美郡色麻町黒沢字北條152 ☎ 0229－65－3900　FAX 0229－65－3901	全	農業	10	3	6	3	0	0
			全	農業機械	20	0	15	0	2	0
			全	生活技術	2	4	1	2	1	1
県立	小牛田農林高等学校	〒987－0004 遠田郡美里町牛飼字伊勢堂裏30 ☎ 0229－32－3125　FAX 0229－32－3126	全	農業技術	39	17	16	10	3	0
			全	総合学科	42	76	7	15	0	3
県立	田尻さくら高等学校	〒989－4308 大崎市田尻沼部字中新堀137 ☎ 0229－39－1051　FAX 0229－39－1050	定	単位制普通科	22	24	7	9	1	1
県立	中新田高等学校	〒981－4294 加美郡加美町字一本柳南28 ☎ 0229－63－3022　FAX 0229－63－3023	全	普通	27	40	15	18	2	6
県立	南郷高等学校	〒989－4204 遠田郡美里町大柳字天神原7 ☎ 0229－58－1122　FAX 0229－58－1123	全	普通	2	2	1	2	0	0
			全	産業技術	9	1	7	1	0	0

古　川

設立区分	学校名	所在地	課程	学科	令和6年3月卒業者数		令和6年2月末現在の就職者数			
					男	女	県内		県外	
							男	女	男	女
県立	古川高等学校	〒989－6155 大崎市古川南町２－３－17 ☎ 0229－22－3034　FAX 0229－23－4621	全	普通	109	120	1	3	0	0
県立	古川工業高等学校	〒989－6171 大崎市古川北町４－７－１ ☎ 0229－22－3166　FAX 0229－22－3182	全	土木情報	26	14	17	8	5	4
			全	建築	21	15	8	6	9	4
			全	電気電子	39	1	20	0	5	0
			全	機械	79	2	44	0	16	0
			全	化学技術	5	35	1	14	2	7
		☎ 0229－22－3167　FAX 0229－22－3182	定	電気	6	0	4	0	1	0
			定	機械	6	0	5	0	0	0
県立	古川黎明高等学校	〒989－6175 大崎市古川諏訪１－４－26 ☎ 0229－22－3148　FAX 0229－22－1024	全	普通	76	147	1	8	0	0
県立	松山高等学校	〒987－1304 大崎市松山千石字松山１－１ ☎ 0229－55－2313　FAX 0229－55－2314	全	普通	8	6	4	5	1	0
			全	家政	3	19	1	9	0	0
県立	涌谷高等学校	〒987－0121 遠田郡涌谷町涌谷字八方谷三１ ☎ 0229－42－3331　FAX 0229－42－3332	全	普通	42	32	25	16	4	0
県立	古川支援学校	〒989－6203 大崎市古川飯川字熊野87 ☎ 0229－26－2338　FAX 0229－26－2486	全	普通	4	2	2	1	1	1
県立	支援学校 小牛田高等学園	〒987－0005 遠田郡美里町北浦字船入１ ☎ 0229－32－2112　FAX 0229－32－2112	全	普通	22	2	15	2	4	0
私立	大崎中央高等学校	〒989－6105 大崎市古川福沼１－27－１ ☎ 0229－22－2030　FAX 0229－23－8648	全	普通	45	36	11	7	11	2
私立	古川学園高等学校	〒989－6143 大崎市古川中里６－２－８ ☎ 0229－22－2545　FAX 0229－22－2547	全	情報ビジネス	20	9	6	4	6	4
			全	普通	123	95	19	6	4	3

大河原

設立区分	学校名	所在地	課程	学科	令和6年3月卒業者数		令和6年2月末現在の就職者数			
					男	女	県内		県外	
							男	女	男	女
県立	大河原産業高等学校	〒989－1233 柴田郡大河原町字上川原７－２ ☎ 0224－51－9180　FAX 0224－51－9213	全	農業科学	0	0	0	0	0	0
			全	企画デザイン	0	0	0	0	0	0
			全	総合ビジネス	0	0	0	0	0	0
県立	伊具高等学校	〒981－2153 伊具郡丸森町字雁歌51 ☎ 0224－72－2020　FAX 0224－72－1322	全	総合	28	29	22	17	6	2

大河原

設立区分	学校名	所在地	課程	学科	令和6年3月卒業者数		令和6年2月末現在の就職者数			
					男	女	県内 男	県内 女	県外 男	県外 女
県立	大河原商業高等学校	〒989－1201 柴田郡大河原町大谷字西原前154－6 ☎ 0224－52－1064　FAX 0224－52－1568	全	情報システム	27	29	8	12	2	4
			全	流通マネジメント	5	29	4	11	0	2
			全	ＯＡ会計	3	14	0	6	0	1
			定	普通	5	7	2	1	1	0
県立	角田高等学校	〒981－1505 角田市角田字牛舘1 ☎ 0224－63－3001　FAX 0224－63－0523	全	普通	70	59	10	8	1	1
県立	柴田高等学校	〒989－1621 柴田郡柴田町大字本船迫字十八津入7－3 ☎ 0224－56－3801　FAX 0224－56－3803	全	普通	35	50	3	6	2	4
			全	体育	32	5	5	0	0	0
県立	柴田農林高等学校	〒989－1233 柴田郡大河原町字上川原7－2 ☎ 0224－53－1049　FAX 0224－53－1050	全	動物科学	9	14	10	2	2	1
			全	食農科学	19	9	6	11	1	1
			全	森林環境	17	0	13	0	0	0
			全	園芸工学	14	11	4	8	6	0
県立	柴田農林高等学校川崎校	〒989－1501 柴田郡川崎町大字前川字北原25 ☎ 0224－84－2049　FAX 0224－84－2087	全	普通	15	6	11	3	1	1
県立	村田高等学校	〒989－1305 柴田郡村田町大字村田字金谷1 ☎ 0224－83－2275　FAX 0224－83－2276	全	総合	23	25	12	13	2	1
県立	角田支援学校	〒981－1503 角田市島田字御蔵林24－1 ☎ 0224－63－2555　FAX 0224－62－5612	全	普通	15	5	4	1	0	0
県立	船岡支援学校	〒989－1605 柴田郡柴田町船岡南2－3－1 ☎ 0224－54－2213　FAX 0224－54－2214	全	普通	9	5	1	0	0	0

白　石

設立区分	学校名	所在地	課程	学科	令和6年3月卒業者数		令和6年2月末現在の就職者数			
					男	女	県内 男	県内 女	県外 男	県外 女
県立	蔵王高等学校	〒989－0851 刈田郡蔵王町大字曲竹字濁川添赤岩1－7 ☎ 0224－33－2005　FAX 0224－33－2034	全	普通	2	8	0	5	1	1
県立	白石高等学校	〒989－0247 白石市八幡町9－10 ☎ 0224－25－3154　FAX 0224－25－3155	全	普通	119	110	2	0	0	1
			全	看護	1	36	0	10	1	20
県立	白石七ヶ宿校	〒989－0528 刈田郡七ヶ宿町字沢上山4－2 ☎ 0224－37－2310　FAX 0224－37－2310	定	普通	4	3	3	1	0	0

白　石

設立区分	学校名	所在地	課程	学科	令和6年3月卒業者数		令和6年2月末現在の就職者数			
					男	女	県内 男	県内 女	県外 男	県外 女
県立	白石工業高等学校	〒989－0203 白石市郡山字鹿野43 ☎ 0224－25－3240　FAX 0224－25－1476	全	機械	58	3	28	1	15	1
			全	電気	31	0	16	0	4	0
			全	建築	20	19	4	8	5	3
			全	工業化学	14	18	5	8	8	6
			全	設備工業	24	5	15	1	3	2
私立	西山学院高等学校	〒989－0533 刈田郡七ヶ宿町字矢立平４－５ ☎ 0224－37－2131　FAX 0224－37－2021	全	普通	8	1	1	0	0	0

築　館

設立区分	学校名	所在地	課程	学科	令和6年3月卒業者数		令和6年2月末現在の就職者数			
					男	女	県内 男	県内 女	県外 男	県外 女
県立	一迫商業高等学校	〒987－2308 栗原市一迫真坂字町東133 ☎ 0228－52－4112　FAX 0228－52－4111	全	流通経済	7	2	2	0	1	0
			全	情報処理	18	3	7	2	1	0
県立	岩ケ崎高等学校 岩ヶ崎校舎	〒989－5351 栗原市栗駒中野愛宕下１－３ ☎ 0228－45－2266　FAX 0228－45－2267	全	普通	19	17	2	0	0	0
県立	築館高等学校	〒987－2203 栗原市築館字下宮野町浦22 ☎ 0228－22－3126　FAX 0228－22－4104	全	普通	67	92	12	11	0	1
県立	迫桜高等学校	〒989－5502 栗原市若柳字川南戸ノ西184 ☎ 0228－35－1818　FAX 0228－35－1822	全	総合	55	70	22	29	3	3
県立	金成支援学校	〒989－5171 栗原市金成沢辺小崎87－１ ☎ 0228－42－2211　FAX 0228－42－2210	全	普通	5	4	0	2	0	0

迫

設立区分	学校名	所在地	課程	学科	令和6年3月卒業者数		令和6年2月末現在の就職者数			
					男	女	県内 男	県内 女	県外 男	県外 女
県立	佐沼高等学校	〒987－0511 登米市迫町佐沼字末広１ ☎ 0220－22－2022　FAX 0220－22－2023	全	普通	113	97	12	8	1	0
		☎ 0220－22－2024　FAX 0220－22－2023	定	普通	6	4	4	2	0	0
県立	登米高等学校	〒987－0702 登米市登米町寺池桜小路３ ☎ 0220－52－2670　FAX 0220－52－2671	全	普通	42	56	15	17	1	3
県立	迫支援学校	〒987－0513 登米市迫町北方字大洞59－10 ☎ 0220－22－9484　FAX 0220－22－7628	全	普通	3	4	0	1	0	1

迫

設立区分	学校名	所在地	課程	学科	令和6年3月卒業者数		令和6年2月末現在の就職者数			
							県内		県外	
					男	女	男	女	男	女
県立	登米総合産業高等学校	〒987－0602 登米市中田町上沼字北桜場223－1 ☎ 0220－34－4666　FAX 0220－34－4655	全	農業	13	7	9	5	0	0
			全	機械	20	0	10	0	2	0
			全	電気	13	0	7	0	0	0
			全	情報技術	24	4	13	3	4	0
			全	商業	0	9	0	5	0	1
			全	福祉	10	11	5	9	0	0
私立	飛鳥未来きずな高等学校　登米本校	〒987－0331 登米市米山町中津山字筒場埣215 ☎ 0220－55－3770	全	普通	33	34	13	6	0	0

気仙沼

設立区分	学校名	所在地	課程	学科	令和6年3月卒業者数		令和6年2月末現在の就職者数			
							県内		県外	
					男	女	男	女	男	女
県立	気仙沼高等学校	〒988－0051 気仙沼市常楽130 ☎ 0226－24－3400　FAX 0226－24－3408	全	普通	82	124	2	10	3	2
		☎ 0226－22－7134　FAX 0226－22－7134	定	普通	5	7	1	0	0	1
県立	気仙沼向洋高等学校	〒988－0235 気仙沼市長磯牧通78 ☎ 0226－27－2311　FAX 0226－27－4413	全	情報海洋	27	0	10	0	6	0
			全	産業経済	9	27	2	8	1	8
			全	機械技術	29	1	15	0	2	1
			全	専攻科 漁業科	4	0	0	0	4	0
			全	専攻科 無線科	0	0	0	0	0	0
県立	南三陸高等学校	〒986－0775 本吉郡南三陸町志津川字廻館92－2 ☎ 0226－46－3643　FAX 0226－46－3648	全	普通	12	23	4	13	0	2
			全	情報ビジネス	7	3	5	2	1	1
県立	本吉響高等学校	〒988－0341 気仙沼市本吉町津谷桜子2－24 ☎ 0226－42－2627　FAX 0226－42－2628	全	総合	22	34	8	14	0	4
県立	気仙沼支援学校	〒988－0141 気仙沼市松崎柳沢216－7 ☎ 0226－24－3019　FAX 0226－24－4519	全	普通	5	3	1	3	0	0
私立	東陵高等学校	〒988－0812 気仙沼市大峠山1－1 ☎ 0226－23－3100　FAX 0226－23－3107	全	普通	87	27	14	6	2	0

令和6年3月分（4月納付分）からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

▸健康保険料率：令和６年３月分～　適用　▸厚生年金保険料率：平成29年９月分～　適用
▸介護保険料率：令和６年３月分～　適用　▸子ども・子育て拠出金率：令和２年４月分～　適用

（宮城県）　（単位：円）

標準報酬		報酬月額	全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料（厚生年金基金加入員を除く）	
			介護保険第２号被保険者に該当しない場合		介護保険第２号被保険者に該当する場合		一般、坑内員・船員	
			10.01%		11.61%		18.300%※	
等級	月額		全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
1	58,000	円以上 円未満 ～ 63,000	5,805.8	2,902.9	6,733.8	3,366.9		
2	68,000	63,000 ～ 73,000	6,806.8	3,403.4	7,894.8	3,947.4		
3	78,000	73,000 ～ 83,000	7,807.8	3,903.9	9,055.8	4,527.9		
4（1）	88,000	83,000 ～ 93,000	8,808.8	4,404.4	10,216.8	5,108.4	16,104.00	8,052.00
5（2）	98,000	93,000 ～ 101,000	9,809.8	4,904.9	11,377.8	5,688.9	17,934.00	8,967.00
6（3）	104,000	101,000 ～ 107,000	10,410.4	5,205.2	12,074.4	6,037.2	19,032.00	9,516.00
7（4）	110,000	107,000 ～ 114,000	11,011.0	5,505.5	12,771.0	6,385.5	20,130.00	10,065.00
8（5）	118,000	114,000 ～ 122,000	11,811.8	5,905.9	13,699.8	6,849.9	21,594.00	10,797.00
9（6）	126,000	122,000 ～ 130,000	12,612.6	6,306.3	14,628.6	7,314.3	23,058.00	11,529.00
10（7）	134,000	130,000 ～ 138,000	13,413.4	6,706.7	15,557.4	7,778.7	24,522.00	12,261.00
11（8）	142,000	138,000 ～ 146,000	14,214.2	7,107.1	16,486.2	8,243.1	25,986.00	12,993.00
12（9）	150,000	146,000 ～ 155,000	15,015.0	7,507.5	17,415.0	8,707.5	27,450.00	13,725.00
13（10）	160,000	155,000 ～ 165,000	16,016.0	8,008.0	18,576.0	9,288.0	29,280.00	14,640.00
14（11）	170,000	165,000 ～ 175,000	17,017.0	8,508.5	19,737.0	9,868.5	31,110.00	15,555.00
15（12）	180,000	175,000 ～ 185,000	18,018.0	9,009.0	20,898.0	10,449.0	32,940.00	16,470.00
16（13）	190,000	185,000 ～ 195,000	19,019.0	9,509.5	22,059.0	11,029.5	34,770.00	17,385.00
17（14）	200,000	195,000 ～ 210,000	20,020.0	10,010.0	23,220.0	11,610.0	36,600.00	18,300.00
18（15）	220,000	210,000 ～ 230,000	22,022.0	11,011.0	25,542.0	12,771.0	40,260.00	20,130.00
19（16）	240,000	230,000 ～ 250,000	24,024.0	12,012.0	27,864.0	13,932.0	43,920.00	21,960.00
20（17）	260,000	250,000 ～ 270,000	26,026.0	13,013.0	30,186.0	15,093.0	47,580.00	23,790.00
21（18）	280,000	270,000 ～ 290,000	28,028.0	14,014.0	32,508.0	16,254.0	51,240.00	25,620.00
22（19）	300,000	290,000 ～ 310,000	30,030.0	15,015.0	34,830.0	17,415.0	54,900.00	27,450.00
23（20）	320,000	310,000 ～ 330,000	32,032.0	16,016.0	37,152.0	18,576.0	58,560.00	29,280.00
24（21）	340,000	330,000 ～ 350,000	34,034.0	17,017.0	39,474.0	19,737.0	62,220.00	31,110.00
25（22）	360,000	350,000 ～ 370,000	36,036.0	18,018.0	41,796.0	20,898.0	65,880.00	32,940.00
26（23）	380,000	370,000 ～ 395,000	38,038.0	19,019.0	44,118.0	22,059.0	69,540.00	34,770.00
27（24）	410,000	395,000 ～ 425,000	41,041.0	20,520.5	47,601.0	23,800.5	75,030.00	37,515.00
28（25）	440,000	425,000 ～ 455,000	44,044.0	22,022.0	51,084.0	25,542.0	80,520.00	40,260.00
29（26）	470,000	455,000 ～ 485,000	47,047.0	23,523.5	54,567.0	27,283.5	86,010.00	43,005.00
30（27）	500,000	485,000 ～ 515,000	50,050.0	25,025.0	58,050.0	29,025.0	91,500.00	45,750.00
31（28）	530,000	515,000 ～ 545,000	53,053.0	26,526.5	61,533.0	30,766.5	96,990.00	48,495.00
32（29）	560,000	545,000 ～ 575,000	56,056.0	28,028.0	65,016.0	32,508.0	102,480.00	51,240.00
33（30）	590,000	575,000 ～ 605,000	59,059.0	29,529.5	68,499.0	34,249.5	107,970.00	53,985.00
34（31）	620,000	605,000 ～ 635,000	62,062.0	31,031.0	71,982.0	35,991.0	113,460.00	56,730.00
35（32）	650,000	635,000 ～ 665,000	65,065.0	32,532.5	75,465.0	37,732.5	118,950.00	59,475.00
36	680,000	665,000 ～ 695,000	68,068.0	34,034.0	78,948.0	39,474.0		
37	710,000	695,000 ～ 730,000	71,071.0	35,535.5	82,431.0	41,215.5		
38	750,000	730,000 ～ 770,000	75,075.0	37,537.5	87,075.0	43,537.5		
39	790,000	770,000 ～ 810,000	79,079.0	39,539.5	91,719.0	45,859.5		
40	830,000	810,000 ～ 855,000	83,083.0	41,541.5	96,363.0	48,181.5		
41	880,000	855,000 ～ 905,000	88,088.0	44,044.0	102,168.0	51,084.0		
42	930,000	905,000 ～ 955,000	93,093.0	46,546.5	107,973.0	53,986.5		
43	980,000	955,000 ～ 1,005,000	98,098.0	49,049.0	113,778.0	56,889.0		
44	1,030,000	1,005,000 ～ 1,055,000	103,103.0	51,551.5	119,583.0	59,791.5		
45	1,090,000	1,055,000 ～ 1,115,000	109,109.0	54,554.5	126,549.0	63,274.5		
46	1,150,000	1,115,000 ～ 1,175,000	115,115.0	57,557.5	133,515.0	66,757.5		
47	1,210,000	1,175,000 ～ 1,235,000	121,121.0	60,560.5	140,481.0	70,240.5		
48	1,270,000	1,235,000 ～ 1,295,000	127,127.0	63,563.5	147,447.0	73,723.5		
49	1,330,000	1,295,000 ～ 1,355,000	133,133.0	66,566.5	154,413.0	77,206.5		
50	1,390,000	1,355,000 ～	139,139.0	69,569.5	161,379.0	80,689.5		

※　厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、基金ごとに定められている免除保険料率（2.4%～5.0%）を控除した率となります。

加入する基金ごとに異なりますので、免除保険料率および厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

◆介護保険第２号被保険者は、40歳から64歳までの方であり、健康保険料率（10.01%）に介護保険料率（1.60%）が加わります。
◆等級欄の（　）内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等級です。
　4（1）等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「93,000円未満」と読み替えてください。
　35（32）等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「635,000円以上」と読み替えてください。
◆令和６年度における全国健康保険協会の任意継続被保険者について、標準報酬月額の上限は、300,000円です。

○被保険者負担分（表の折半額の欄）に円未満の端数がある場合
　①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて１円となります。
　②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて１円となります。
　（注）①、②にかかわらず、事業主と被保険者間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額
　納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額になります。ただし、合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○賞与にかかる保険料額
　賞与に係る保険料額は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額（標準賞与額）に、保険料率を乗じた額となります。
　また、標準賞与額の上限は、健康保険は年間573万円（毎年４月１日から翌年３月31日までの累計額。）となり、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金の場合は月間150万円となります。

○子ども・子育て拠出金
　事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等の一部として、子ども・子育て拠出金を負担いただくことになります。（被保険者の負担はありません。）
　この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額および標準賞与額に、拠出金率（0.36%）を乗じて得た額の総額となります。

労災保険率表（令和６年４月１日施行）

（単位：１／1,000）

事業の種類の分類	番号	事業の種類	労災保険率
林業	02･03	林業	52
漁業	11	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く）	18
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	37
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く）又は石炭鉱業	88
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	13
	24	原油又は天然ガス鉱業	2.5
	25	採石業	37
	26	その他の鉱業	26
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	34
	32	道路新設事業	11
	33	舗装工事業	9
	34	鉄道又は軌道新設事業	9
	35	建築事業（既設建築物設備工事業を除く）	9.5
	38	既設建築物設備工事業	12
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	6
	37	その他の建設事業	15
製造業	41	食料品製造業	5.5
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4
	44	木材又は木製品製造業	13
	45	パルプ又は紙製造業	7
	46	印刷又は製本業	3.5
	47	化学工業	4.5
	48	ガラス又はセメント製造業	6
	66	コンクリート製造業	13
	62	陶磁器製品製造業	17
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	23
	50	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く）	6.5
	51	非鉄金属精錬業	7
	52	金属材料品製造業（鋳物業を除く）	5
	53	鋳物業	16
	54	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く）	9
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めっき業を除く）	6.5
	55	めっき業	6.5
	56	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く）	5
	57	電気機械器具製造業	3
	58	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く）	4
	59	船舶製造又は修理業	23
	60	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く）	2.5
	64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5
	61	その他の製造業	6
運輸業	71	交通運輸事業	4
	72	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く）	8.5
	73	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く）	9
	74	港湾荷役業	12
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	13
	93	ビルメンテナンス業	6
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5
	98	卸売業･小売業、飲食店又は宿泊業	3
	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5
	94	その他の各種事業	3
	90	船舶所有者の事業	42

雇用保険料率（令和６年４月１日現在）

雇用保険事業の運営にあてられる財源は、事業主と被保険者（労働者）が負担する保険料のほか、国庫の負担金とされています。

雇用保険事業は、失業等給付の事業のほか雇用安定事業・能力開発事業の二事業を行なっています。失業等給付の事業の運営に要する費用における保険料の負担は事業主・被保険者折半となります。また、雇用保険分のうち雇用安定事業・能力開発事業の二事業の運営に要する費用に関しては、事業主の負担となります。

令和６年度の産業別の事業主・被保険者の雇用保険料率は次のとおりとなり、令和５年度と同率です。

○令和６年４月１日～令和７年３月31日

負担者／事業の種類	①労働者負担（失業等給付の保険料率のみ）	②事業主負担	失業等給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	①＋②雇用保険料率
一般の事業	**6／1000**	**9.5／1000**	6／1000	3.5／1000	**15.5／1000**
（令和５年度）	6／1000	9.5／1000	6／1000	3.5／1000	15.5／1000
農林水産（※）清酒製造の事業	**7／1000**	**10.5／1000**	7／1000	3.5／1000	**17.5／1000**
（令和５年度）	7／1000	10.5／1000	7／1000	3.5／1000	17.5／1000
建設の事業	**7／1000**	**11.5／1000**	7／1000	4.5／1000	**18.5／1000**
（令和５年度）	7／1000	11.5／1000	7／1000	4.5／1000	18.5／1000

（枠内の下段は令和５年４月～令和６年３月の雇用保険料率）

※農林水産の事業のうち園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖、及び特定の船員を雇用する事業については、一般の事業の雇用保険料率が適用されます。

給与所得の源泉徴収税額表（令和６年分・抜粋）

※金額は社会保険料控除後の給与等の金額で扶養親族等の数が０人の場合。

金額 以上	金額 未満	税額
円	円	円
88,000円未満		0
88,000	89,000	130
89,000	90,000	180
90,000	91,000	230
91,000	92,000	290
92,000	93,000	340
93,000	94,000	390
94,000	95,000	440
95,000	96,000	490
96,000	97,000	540
97,000	98,000	590
98,000	99,000	640
99,000	101,000	720
101,000	103,000	830
103,000	105,000	930
105,000	107,000	1,030
107,000	109,000	1,130
109,000	111,000	1,240
111,000	113,000	1,340
113,000	115,000	1,440
115,000	117,000	1,540
117,000	119,000	1,640
119,000	121,000	1,750
121,000	123,000	1,850
123,000	125,000	1,950
125,000	127,000	2,050
127,000	129,000	2,150
129,000	131,000	2,260
131,000	133,000	2,360
133,000	135,000	2,460
135,000	137,000	2,550
137,000	139,000	2,610
139,000	141,000	2,680
141,000	143,000	2,740
143,000	145,000	2,800
145,000	147,000	2,860

金額 以上	金額 未満	税額
円	円	円
147,000	149,000	2,920
149,000	151,000	2,980
151,000	153,000	3,050
153,000	155,000	3,120
155,000	157,000	3,200
157,000	159,000	3,270
159,000	161,000	3,340
161,000	163,000	3,410
163,000	165,000	3,480
165,000	167,000	3,550
167,000	169,000	3,620
169,000	171,000	3,700
171,000	173,000	3,770
173,000	175,000	3,840
175,000	177,000	3,910
177,000	179,000	3,980
179,000	181,000	4,050
181,000	183,000	4,120
183,000	185,000	4,200
185,000	187,000	4,270
187,000	189,000	4,340
189,000	191,000	4,410
191,000	193,000	4,480
193,000	195,000	4,550
195,000	197,000	4,630
197,000	199,000	4,700
199,000	201,000	4,770
201,000	203,000	4,840
203,000	205,000	4,910
205,000	207,000	4,980
207,000	209,000	5,050
209,000	211,000	5,130
211,000	213,000	5,200
213,000	215,000	5,270
215,000	217,000	5,340

宮城県の最低賃金 詳細

宮城県最低賃金 時間額 923円

効力発生日 5.10.1

宮城県最低賃金は県内の事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等含む）に適用されます。

次の業種に該当する事業場で働く労働者には、以下の宮城県特定（産業別）最低賃金が適用されます。

宮城県特定（産業別）最低賃金 業種は日本標準産業分類による。		適用除外労働者 （この欄に掲げる労働者は、上記の宮城県最低賃金が適用になります。）	効力発生日
鉄　鋼　業 鉄鋼業（高炉による製鉄業、銑鉄鋳物製造業〔鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く〕、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）	時間額 **1,003円**	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後３月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	5.12.15
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）	時間額 **959円**	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ　清掃又は片付けの業務 ロ　手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務 ハ　手作業による部品の差し、曲げ若しくは切りの業務又は目視による検査の業務 ニ　部品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け又は穴あけの業務	5.12.15
自動車小売業 自動車小売業（二輪自動車小売業〔原動機付自転車を含む〕を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）	時間額 **986円**	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後３月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者	5.12.15

注 1　次に掲げる賃金は、最低賃金の計算には含まれません。（1）精皆勤手当（2）通勤手当 （3）家族手当 （4）賞与等 （5）時間外・休日・深夜手当

注 2　日給者・月給者・歩合給者等の賃金については、1時間当たりの賃金額が、最低賃金の時間額を下回ってはいけません。

最低賃金の解説

最低賃金の計算方法

(1)　**時間給制の場合…時間給≧最低賃金額（時間額）**

(2)　**日給制の場合……日給÷1日の所定労働時間≧最低賃金額（時間額）**

(3)　**月給制の場合……月給÷1箇月平均所定労働時間≧最低賃金額（時間額）**

(4)　**出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合**

出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金計算期間に出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数で除して時間当たりの金額に換算し、最低賃金額（時間額）と比較します。

(5)　**上記(1)、(2)、(3)、(4)の組み合わせの場合**

例えば、基本給が日給制で、各手当（職務手当など）が月給制などの場合は、それぞれ上記(2)、(3)の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額（時間額）を比較します。

（例）

宮城県最低賃金（時間額923円）が適用される事業場で働くＡさんの労働条件を、月給161,000円、１日の所定労働時間８時間、年間所定労働日数260日とします。

$$\frac{\text{月給}161{,}000\text{円}\times 12\text{ヶ月}}{8\text{時間}\times\text{年間所定労働日数}260\text{日}} \fallingdotseq 928.84\text{円} \geqq 923\text{円}$$

この場合は最低賃金額以上となっています。

令和５年３月新規学校卒業者の初任給情報

（単位：千円）

事業所規模	学歴	職業計	A管理的職業	B専門的・技術的職業	C事務的職業	D販売の職業	Eサービスの職業	F保安の職業	G農林漁業の職業	H生産工程の職業	I運輸・通信の職業	J建設・採掘の職業	K運搬・清掃・包装等の職業
5～29人	中学卒	＊164	–	–	–	＊150	–	–	–	–	–	＊171	–
	高校卒	177	＊185	182	172	178	175	＊172	＊153	168	＊182	185	＊184
	大学卒	207	＊192	209	205	207	199	–	＊205	＊230	–	＊218	＊230
30～99人	中学卒	＊149	–	–	–	–	–	–	–	–	–	＊149	–
	高校卒	178	＊218	185	175	175	178	＊175	160	172	178	185	＊185
	大学卒	213	219	214	210	219	209	–	＊210	＊198	–	211	＊204
100～299人	中学卒	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
	高校卒	177	–	180	176	178	177	＊169	＊150	175	182	183	179
	大学卒	213	232	216	213	213	209	–	–	202	＊198	228	199
300～499人	中学卒	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
	高校卒	180	–	174	188	177	171	–	–	182	＊204	＊198	＊179
	大学卒	218	241	229	211	224	201	＊200	–	208	＊220	＊244	–
500～999人	中学卒	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
	高校卒	179	–	194	177	174	173	–	–	168	177	173	184
	大学卒	221	–	238	213	222	195	–	–	＊233	205	207	＊196
1000人以上	中学卒	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
	高校卒	197	–	179	182	184	176	＊181	–	211	–	–	179
	大学卒	229	–	237	219	233	211	203	–	220	–	–	＊193

（注）◎令和５年３月新規学卒者の初任給を雇用保険被保険者資格取得データから学歴別・職業別に検索したものです。
◎採用時の賃金の平均を「千円」単位で表示しています。（千円未満切捨）
なお、賃金は超過勤務手当、臨時の給与などを除き毎月決まって支払われるものの総額です（税込み）。
◎表中の「＊」は対象者が少ない（10人未満）ことを、「－」は対象者がいないことを表します。

県内公共職業安定所一覧

安定所名	所　在　地	電　話	管轄区域
仙　台	〒983－0852 仙台市宮城野区榴岡４－２－３ 仙台ＭＴビル３階･４階･５階	022(792)1747	仙台市、名取市、岩沼市、亘理郡
大　和 (出張所)	〒981－3626 黒川郡大和町吉岡南２－３－15	022(345)2350	富谷市、黒川郡 [大郷町を除く。]
石　巻	〒986－0832 石巻市泉町４－１－18 石巻合同庁舎	0225(95)0158	石巻市、東松島市 牡鹿郡
塩　釜	〒985－0016 塩釜市港町　１－４－１ マリンゲート塩釜３Ｆ	022(362)3361	塩釜市、多賀城市、黒川郡のうち大郷町、宮城郡
古　川	〒989－6143 大崎市古川中里６－７－10 古川合同庁舎	0229(22)2305	大崎市、加美郡、遠田郡
大河原	〒989－1201 柴田郡大河原町大谷字町向126－４ オーガ(Orga)１階	0224(53)1042	角田市、柴田郡、伊具郡
白　石 (出張所)	〒989－0229 白石市字銚子ケ森37－８	0224(25)3107	白石市、刈田郡
築　館	〒987－2252 栗原市築館薬師２－２－１ 築館合同庁舎	0228(22)2531	栗原市
迫	〒987－0511 登米市迫町佐沼字内町42－10	0220(22)8609	登米市
気仙沼	〒988－0077 気仙沼市古町３丁目３－８ 気仙沼駅前プラザ２階	0226(24)1716	気仙沼市、南三陸町

仙台新卒応援 ハローワーク (大卒等の取扱いのみ)	〒980-8485 仙台市青葉区中央1-2-3 仙台マークワン12階	TEL 022(726)8055